

「部活動の在り方に係る活動方針」

令和2年5月

唐津市立加唐中学校

〈はじめに〉

部活動は、学校において計画する教育活動で、スポーツや文化等に興味と関心を持つ生徒が集団を組織し、その中でより高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツや文化等が持つ楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するものである。また、この活動は生涯にわたって親しむことのできるスポーツや文化等を見出す機会でもある。体力の向上や健康の保持増進だけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、その教育的な意義は大きいものがある。

本校においても、部活動に取り組む生徒は多く、生徒の健全育成を支えてきた。

このことは顧問として献身的に指導に当たってきた現場の教師、学校や保護者、地域の方々の協力なしには成しえなかったことである。

しかしながら、今日社会情勢の変化は速く、部活動を取り巻く環境も著しく変わってきており、従前の運営体制では維持が難しくなり、学校や地域ではその存続が危ぶまれる例も見られる。活動内容についても時間をかければよいという量から、短時間で効率的・効果的な質への転換が求められている。

これらのことから、生涯にわたって親しむことのできるスポーツや文化等を実現する資質・能力を育む基盤となる部活動が継続可能なものとなるよう、部活動の在り方について抜本的な改革に取り組んでいく。

○本校の部活動の在り方に関する方針策定の趣旨等

本校の部活動の在り方に関する方針（以下、「本方針」という。）は、国及び県の「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）及び県の「部活動の在り方に関する方針」をもとに、部活動の活動時間及び休養日の設定、その他適切な部活動の取組に関する事柄を示すことで、生徒にとって望ましいスポーツや芸術文化活動の環境を構築するとともに、部活動が最適に実施されることを目指すものである。

○部活動の学校教育における位置づけ

・学校教育の一環としての部活動

現行の学習指導要領においてその意義や留意点が明記され、新しい中学校学習指導要領においても、「学校教育の一環として」行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記されており、その教育効果が発揮されることが重要である。

・部活動の意義と効果

- ア 学校教育活動の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義が大きい。
- イ 学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資することから、本校生徒の「生きる力」を育む大きな原動力ともなっている。
- ウ 体力の向上や健康の保持増進はもとより、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てることができると期待される。
- エ 文化部活動は、分野や活動目的、生徒のニーズ、指導者や顧問の関わり方など極めて多様である。将来様々なライフステージにおいて、多種多様な学習機会に積極的に関わることを支え、生涯学習の礎にもなるものである。
- オ 部活動にはこのように大きな教育的な意義と効果があり、生徒の実態や指導に当たる部活動顧問の負担、学校の状況等をよく踏まえ、バランスが取れた適切な運営体制を構築することが必要となる。

《加唐中学校》

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針策定等

- ア 校長は、唐津市教育委員会が示す「部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び各部活動の「年間の活動計画」を公表する。
- ウ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- エ 部活動顧問は、生徒及び保護者等に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、部活動数について、生徒及び教師の数を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。
- イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌を考慮した上で行う。
- ウ 校長は、設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の顧問の配置に努める。
- エ 校長は、部活動指導員等の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図り、委嘱する。
- オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- カ 校長は、指導内容の充実や生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、必要と判断すれば部活動指導員を活用する。

2 合理的で効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒が自ら考え、計画していく「ボトムアップ理論」に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう部活動に主体的に取り組む力を育成する。

- (2) 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。なお、夏季の部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報等を参考に適切な対応を徹底する。
- (3) 部活動顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。
- (4) 校長は、部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものにならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。

3 入部資格及び入部手続き

- (1) 部活動参加者は、加唐中学校に在籍する生徒であること。
- (2) 入部申込書を保護者の同意の基、生徒の意思で提出すること。

4 設置する部活動

- ・バドミントン部
- ・テニス部

5 活動規定

- (1) 練習中は原則として、体操服もしくは部活動指定の練習着を着用する。練習時の服装については必要性・金額・デザイン等を保護者会等で十分話し合い、顧問も含めて決定する。ただし、出場する大会の開会式等では、種目ユニホームか学校の体操服のみとする。
- (2) 土曜日や日曜日、祝日及び長期休業に行う部活動は、体操服か制服もしくは部で揃えた防寒着で登校し、部活動へ参加をする。その際、事故防止のため顧問が指導につく。
- (3) 部室の使用に関しては、部活動時間以外の使用及び室内での飲食を禁止とする。
- (4) 体育館の更衣室・男女トイレ・倉庫等は、整理整頓・掃除を心掛ける。
※定期的に顧問による部室点検を実施し、マナーが悪い場合は、一定期間の「部室使用停止」を顧問が決定する。

6 指導について

- (1) 毎月の練習計画を部員に配布し、周知を徹底する。
- (2) 全職員で取り組む。
- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、各顧問が技術の指導のみでなく、生徒・生活指導も行う。
- (4) 部活動で身につけた、ルールやマナー・挨拶や時間の有効な使い方・言葉遣い・協力の仕方などを、中学校生活の中で生かせるように指導する。
- (5) 指導者による、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

7 大会参加について

校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び部活動顧問の負担等を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。

- (1) 心身ともに健全な中学校生徒を育成する場であるとの観点から、髪の色・眉剃り・ピアスなどの装飾品等の着用については、改善を促すように努める。
- (2) 学校行事と協会主催の大会が重なった場合は、学校行事を優先する。特別な事情が生じ、保護者からの申請があれば学校長が判断する。
- (3) 頭髪違反(茶髪・剃りこみなど)や眉剃り、問題行動(万引き、飲酒、喫煙、無免許運転、補導等)の場合は、検討の結果、その生徒は出場辞退になる場合がある。
- (4) 大会(協会主催)や練習試合については、年間の見通しをして計画的に参加していく。顧問は、事前に対外試合届を学校へ提出する。
- (5) 会場までの移動については、保護者での送迎とする。
- (6) 土曜日、日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会等への参加が連続週にわたることがないように考慮する。
- (7) 県大会及び地区大会規模の大会については年16回を超えない程度の参加を目安とする。

8 適切な休養日等の設定

- (1) 部活動における休養日及び活動については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準とする。

ア 学期中の休養日(週当たり2日以上)

- ・統一：毎月第3日曜日を「県下一斉部活動休養日」とする。
：毎月第1または第2水曜日を「唐津市部活動一斉停止日」とする。
- ・平日：「唐津市部活動一斉停止日」を含めて、少なくとも1日を休養日とする。
(基本的に毎週金曜日を部活動停止日とする。)

- ・週休日：土曜日、日曜日の少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・その他：大会等により週休日に活動する場合は休養日を平日に振替える。

イ 長期休業等の休養日

- ・原則として週休日を休養日とする。週休日を休養日に設定できない場合は平日を休養日とする。

ウ テスト前の休養日について

- ・中間テストは3日前、期末テスト及び学年末テストは5日前から練習を停止する。
- ・テスト終了日と大会出場日が1週間以内の場合は、保護者の同意後に顧問が申請し、校長の許可を得ることができれば30分程度の練習を許可する。

エ 活動時間と下校時刻

期 間	練習終了時刻	下校完了時刻
4月～9月	～18:25	18:30
8月(夏休み)	8:45～11:45	12:00
10月	～17:55	18:00
11月～1月	～17:25	17:30
2月	～17:40	17:45
3月	～17:55	18:00

※活動時間は、平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。

※練習時間等については、生徒の体調や健康面、気象条件等に合わせて短くなることもある。

9 小学生の部活動参加について

小中併設校のため、小学校の児童が中学校の部活動練習への参加を希望した場合には、校長の許可を受けたうえでの参加を認める。